

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和4年2月22日(火) 議場
2. 出席委員 五島誠委員長 谷口隆明副委員長 赤木忠徳 林高正 横路政之 宇江田豊彦
坂本義明 堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 花田讓二議会事務局長 俵啓介議会事務局議事調査係長 丸飯龍太議会事務局主事
5. 説明員 加藤孝総務部長 森岡浩生活福祉部長 加藤武徳企画振興部長 片山祐子教育部長 中
原博明財政課長 近藤淳児童福祉課長 東健治企画課長 東直美教育指導課長 田部伸
宏企画課企画調整係長 平岡洋介財政課財政係主任主事
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 1名(近藤久子議長)
8. 会議に付した事件

- 1 議案第71号 令和3年度庄原市一般会計補正予算(第11号)

午後1時00分 開 議

○五島誠委員長 これより予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席議員は19名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可いたしております。

- 1 議案第71号 令和3年度庄原市一般会計補正予算(第11号)

○五島誠委員長 それでは議案第71号、令和3年度庄原市一般会計補正予算第11号を議題といたします。なお、本議案につきましては、3つの事業それぞれ各課より説明いただき、質疑応答をそれぞれ行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。執行者から追加の説明を求めます。総務部長。

○加藤孝総務部長 先ほど本会議において上程をいただきました、一般会計補正予算第11条につきまして御審議いただきます。総括的な説明は既に行っておりますので、事業の詳細について、各担当課から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長 児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長 第3款第2項第1目、児童福祉総務費の事業番号07、子育て世帯臨時特別給付事業でございます。令和3年12月に追加補正計上した子育て世帯臨時特別給付金について、基準日である9月30日時点で子の養育者でなかったことから受給資格を有していない者が、令和4年2月28日までに離婚等で養育者となる場合、この子育て世帯臨時特別給付金を受給していない者に臨時特別給付金を支給する事業でございます。11節、役務費、01、細節の通信費では、勸奨通知・支給決定通知に必要な経費として3,000円を追加計上しています。04、細節、手数料では、振り込みに必要な手数料を1,000円計上しています。18節、負担金、補助及び交付金では、1人当たり10万円の給付費

で、対象児童を42人と見込み、420万円を追加計上しています。これらを合計し、子育て世帯臨時特別給付事業全体では、420万4,000円の追加をお願いするものです。この事業に係る財源として、8、9ページ、15款2項2目、民生費国庫補助金の26、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金に、補助率10分の10で420万4,000円を増額計上しております。また、繰越明許費をお願いいたします。4、5ページです。この事業は、2月28日が基準日であり、適切な申請期間を設けることから4月30日までを申請期間といたします。21人分、210万円を追加計上しております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。企画課長。

○東健治企画課長　　それでは企画振興部企画課所管の令和4年3月補正予算案について御説明いたします。補正予算書の10、11ページをお開き願います。10ページの中段、7款1項3目、観光交流費でございます。説明欄の22、かんぼの郷施設取得等事業につきましては、かんぼの郷庄原の取得に当たり、12月補正によりまして修繕経費等を御議決いただいておりますが、新たに施設修繕に要する経費を計上するものでございます。12月補正におきましては、修繕料といたしまして、閉館中でなければ実施できない浴場や、機械室等の設備に係る修繕経費、また、工事請負費としてミスト式サウナのドライ化、浴槽の排水部分やタイル部分からの漏水対策など、施設修繕、改修にかかる経費といたしまして、4,768万8,000円を御議決いただいております。このたび施設改修の実施に当たりまして、玄関ロビーのソファなどを移動しましたところ、ロビーのカーペットに経年によるくすみや汚れ、損傷が見受けられ、開業から20年間更新されていないことも踏まえまして、修繕が必要と判断をいたしました。交流宿泊施設の玄関ロビーは、御利用される方をお出迎えし、また、お見送りする場であり、施設の顔であることから、リニューアルオープンまでに修繕を完了させたいため、1階ロビーのカーペット取りかえにかかる修繕料443万1,000円を追加計上するものでございます。企画振興部企画課所管に係ります予算案の説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○五島誠委員長　　ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。谷口副委員長。

○谷口隆明副委員長　　ただいま説明がありましたように、12月の補正で本来緊急のものはやるべきだった。後からわかったということで追加をされました。令和4年度の当初予算にも2,815万円、温水循環ポンプの更新というのがありますが、要は次々とうして修繕とか更新が出てくるのですが、やはりきちんと全体的に今の施設の状況を把握して、計画的にやっつけていかなければならないのではないかと思います。こうした緊急を要するものは本当にもうないのかどうか。あるいは今後の事業については、きちんと実施計画等に載せて計画的にやられるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。それと、関連して、日本郵政は温水循環ポンプではなくて、ボーリングのポンプ、何をどのように改修したのか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

○五島誠委員長　　企画課長。

○東健治企画課長　　このたびの修繕に関しましては、本来であれば12月補正でお願いをさせていただくべきものでございました。私どもも十分な調査、確認が不足していた部分につきましては、この場をお借りしておわび申し上げたいと思います。説明にもございましたとおり、ロビーの椅子、ソファ

一、机等を移動する中で、カーペットのくすみ、汚れ等が確認されたということで、リニューアルオープンに向けまして、この時期において補正予算としてお願いをさせていただいたものでございます。今後、このような修繕が次から次に出てくるのかという御質問でございますけれども、現在、把握しております修繕に関しましては、令和3年度12月補正と今回の補正、また、令和4年度当初予算へ計上させていただいております修繕、この令和3年、4年の2カ年において計画的に実施するよう予算配分もさせていただいたところでございます。現在、把握しております修繕については、この2カ年で実施してまいりたいと考えております。なお、今後におきましては、施設改修等も含めまして、計画的に実施していくため、実施計画へも計上する中で実施に取り組んでまいりたいと考えております。なお、今回、令和3年度、4年度で修繕いたします修繕料の合計金額といたしましては、昨年6月の議員全員協議会で御説明させていただいた8,600万円の内数で調整、整理をさせていただいているところでございます。また、日本郵政からポンプの修繕ということで、どの部分を実施しているのかという御質問でございますけれども、こちらにつきましては、上野総合公園内でございます温泉の泉源、ここからくみ上げる揚水ポンプについて、故障している状況がございますので、こちらについては日本郵政負担によりまして、新しいポンプへ取りかえるべく、現在、作業を進めていただいております。計画では今年度中には完了し、リニューアルオープンにはポンプが活用できる状況で工事が進められているという報告をいただいております。

○五島誠委員長 他にありませんか。赤木委員。

○赤木忠徳委員 これはかんぼだけではなくて、次の教育振興にも関係するのですが、財源の問題です。一般財源にどちらもなっています。我々から言うと、一般財源はできるだけ使わないほうが市にとっては有利なのです。なぜ新年度で過疎債とかいうものを使ってできなかったのか。急いだら二重計上にして早めに使って、それを振りかえるという方法もあろうと思います。両方合わせると1,500万円の約7割が過疎債の場合は交付税対象になるわけですから、1,000万円の差が出てくる。こういう細かい一般財源の使い方は、先ほど谷口議員からも言われたように、やはり総合的に考えて物事を組み立てていかないと、財政の厳しい庄原市にとっては貴重な一般財源ですから、その点の財源の充てというのはできなかったのか。

○五島誠委員長 答弁。財政課長。

○中原博明財政課長 御質問にあったこの緊急修繕、また、その先のデジタルのタブレット端末につきましても財源につきましては、多方面より検討いたしました。過疎債等の起債対象には入らないということで、やむなく今回は一般財源での対応と。今回は財政調整基金からの繰り入れで不足額については賄わせていただいているものでございます。

○五島誠委員長 赤木委員。

○赤木忠徳委員 本当にそうなのですか。私が感じるのは、次の教育費に関係するのですが、デジタル庁ができて、デジタルの状況はどんどん市町村に対して整備しなさいという形が出てきているのに、その対象になってこないというのはどう考えても我々から言えば奇異な感じがするのですが、新年度予算ではないから、緊急性がある補正予算だからそうなのかどうかというのは、もう一度、きちんとそのあたりを確認しておきたいのですが。

○五島誠委員長 答弁。財政課長。

○中原博明財政課長 まず、かんぼのほうは、先ほど言いましたが、施設修繕であるので、大規模な改

修といったことであれば起債対象になりうるかと思えますけれども、今回は難しいであろうという判断をいたしました。もう一方のタブレットにつきましては、これはもう令和3年に閣議決定をされて、国では、交付税を含めて過年度で措置をされていたと聞いておりますので、今回の購入に当たって、改めて国庫補助というのは採択ができないということで、一般財源の対応とさせていただいているものでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 かんぼの修繕ですけど、やはり急ぎの事業になるので、契約をどのようにしていくのか。公平性が守られた中で契約が進められていくのかどうか、その辺の考えについてお伺いしておきたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。企画課長。

○東健治企画課長 かんぼに関連する予算につきましては、契約案件によっては急を要するというところで、随意契約により執行を行っている案件、また、入札、あるいは見積もり競争によって、その期間を確保できるものについては契約を行っている案件等でございます。今回、計上しております予算につきましては、リニューアルオープン、今の予定では4月1日に間に合わせていきたいということから、既存の施設改修の変更契約という形で追加することによって年度内の完了を目指してまいりたいと考えております。

○五島誠委員長 宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 こういう変更契約で随意契約を拡大していくというやり方は、非常に好ましくないやり方なのですよね。だからもう少し計画性を持った形で予算が提案されるべきですし、市民の方が見ても公平に契約をされているということが明確になるような方法を今後とっていただきたいということを申し述べておきたいと思います。

○五島誠委員長 他にありませんか。谷口副委員長。

○谷口隆明副委員長 先ほど言えばよかったのですが、今もありましたように、12月補正のときの議論で、藤原議員からも今の時期に本当に年度内に間に合うのかという御意見もありましたが、実際、今、12月補正で組んだ4,768万円の事業の執行状況どうなっているのか。年度内に終わる状況なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。企画課長。

○東健治企画課長 御質問にお答えいたします。予算の中から幾つかに分けて発注、契約も行っております。その中で、工期については3月末ということで、年度内完了へ向け、現在、工事を進めているところでございます。工事の内容によりましては、機器が必要なものがございます。こちらについては、いわゆる半導体等の不足によります機器の確保が困難なものもございますが、現在のところ業者におきましても確保へ向け取り組んでいただいている状況がございますので、現在のところでは、年度内完了へ向けた施工を継続していただいているところでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。谷口副委員長。

○谷口隆明副委員長 今、お話がございましたように、非常に今、物品、特に半導体等も不足しているということで、いろんなところで工事が厳しいという状況ですが、今のお話では何とかなるだろうということでしたが、本当にそういう見通しがあるのかどうか。なかなか厳しいと私は思うのですが、改めて、そうした業者の努力で年度内に本当にできるという見通しになっているのかどうか、確認の

意味で再度お伺いしたいと思います。

○五島誠委員長 答弁。企画課長。

○東健治企画課長 御質問にお答えいたします。請負業者と協議する中におきまして、業者にも確保に向けて努力をさせていただいておりますが、現状として非常に厳しいという報告もいただいております。現時点で不可能ということは申し上げておられませんけれども、非常に厳しい状況であるということをお伺いしておりますので、場合によりましたら機器の確保ということで、年度を越えることも懸念しているところではございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。政野委員。

○政野太委員 確認ですけれど、今回443万1,000円のカーペットの取りかえなのですが、耐用年数といますか、これまで20年間かんぼをされてきた中で初めての張りかえなのか、あるいは今回その張りかえられたカーペットは資産というか、財産的には市の計上になるのか、消耗品になるのか、そのあたりをお聞かせいただければ。

○五島誠委員長 答弁。企画課長。

○東健治企画課長 御質問にお答えいたします。この1階ロビーのカーペットにつきましては、これまで施設運営を行っておられましたサンヒルズ庄原へも確認をしましたところ、2000年のオープン以来、交換をした履歴はないということをお伺いしております。20年間交換履歴がないという状況でございます。そういったことから、くすみ等経年による劣化も見受けられたことから、今回、補正予算におきましてお願いをさせていただいたところでございます。カーペットですので耐用年数が何年という明確なものはないかと思えます。利用状況、あるいは日頃のメンテナンス状況によって使っていける期間も変わってくるかと思えますけれども、今回、このカーペットが資産になるのかということと申しますと、修繕で新しくしていくということになりますと、固定資産でいうところの資産計上になるかどうかまでは確認を行っていない状況でございます。

○五島誠委員長 政野委員。

○政野太委員 このぐらいのカーペットというのは、ホテルでいえば資産になるはずなのですよ。だからその辺は確認して手続をとっていただきたい。

○五島誠委員長 他にありませんか。藤原委員。

○藤原洋二委員 私も観光交流費の質問をしたいと思います。急遽の計画であるのですが、私が懸念するのは、このラ・フォーレ庄原については観光交流施設でありますので、更新されるカーペットという表記になっておりますけれども、施設のグレードをイメージ、連想させるものだと私は考えるので、現在のカーペットかじゅうたんかわかりませんが、同等品のグレードなのかどうかを質問したいと思います。

○五島誠委員長 答弁。企画課長。

○東健治企画課長 今回、カーペットということで、いわゆる50センチ四方のカーペットを敷き詰めていくというものになります。カーペットの種類によりまして、厚さが多種多様でございます。現在のカーペットの厚みが約9.4ミリあるということで、大理石とカーペットの段差等も考えますと、現在と同様の厚さのあるカーペットにおいて更新を行っていきたいと考えております。また、その中では、特別高価なもの、華美なものということではなく、現状同等のカーペットとなるよう更新を行ってまいりたいと考えております。

- 五島誠委員長 他にありませんか。松本委員。
- 松本みのり委員 今回カーペットの張りかえということですが、他のフロアやほかの場所のカーペットの状況というのはどういった形なのでしょう。
- 五島誠委員長 答弁。企画課長。
- 東健治企画課長 12月補正で予算化していただきました修繕の中には、1階から3階へ上がってまいります階段のカーペットの更新については12月補正で予算計上し、御議決いただいたところでございます。また、客室のカーペットも一部損傷が見られた部分につきましても、12月補正に計上させていただいているところでございます。このたび1階のロビーと1階にございます土産物売場のカーペットにつきましても、経年によるくすみ、汚れ等が目立っている状況がございます。こちらにつきましては、1階ロビーの比較的きれいなカーペットをリユース、再利用させていただくことで、1階ロビーのカーペットを土産物売場の部分へ再度利用させていただくということで更新をさせていただきたいと考えております。
- 五島誠委員長 他にありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 五島誠委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。教育指導課長。
- 東直美教育指導課長 教育指導課所管の業務に係り補正予算に計上しております内容について説明させていただきます。同じく補正予算書10、11ページでございます。10款、教育費、1項3目、教育振興費、01、教育振興事業でございます。17節、備品購入費の増額につきましては、各学校の授業等において教員が指導用に使用する指導者用のタブレット端末購入に係る経費として1,144万円を追加計上するものでございます。現在、市内小中学校におきましてもタブレット端末等を活用した学習活動が徐々に進んできております。今後ますます対面・オンライン双方による授業の実施、また、コロナや災害時等における臨時休業対応を初め、家庭学習においても端末の活用などを想定しているところでございます。さらに、小中学校で使用する教科書につきましても、12月に国から今後の本格導入を見通して、来年度より全ての小中学校においてデジタル教科書を導入し、実践、検証を実施するという方針が示されました。このようなことを踏まえ、授業環境をより一層整えるために指導者用端末を整備するよう130台を購入するものでございます。次に、ページを戻っていただきまして、4ページ、繰越明許費の補正でございます。10款1項、教育総務費の教育振興事業1,144万円についてですが、今、増額計上させていただいております指導者用のタブレット端末購入につきましても、必要な設定などに若干時間を要するため、令和3年度内での整備完了が困難であることから、全額を繰越明許費への追加をお願いするものでございます。なお、令和4年度当初、できるだけ早いうちの整備完了を目指しているところでございます。教育指導課所管の補正につきましての説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
- 五島誠委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。赤木委員。
- 赤木忠徳委員 先ほど財政課長が、以前、多分令和2年度だったと思うのですが、これも急遽、補正予算が出てきて生徒全員にということだったのですが、そのときの台数は、生徒に対して何台、教員について何台。今回、教員の130人が外れていたと。先ほどの答弁では、それも入っていたので今回は一般財源であるという答弁であったのですが、その食い違いはどのようなのですか。

○五島誠委員長 答弁。教育指導課長。

○東直美教育指導課長 令和2年度に児童生徒用のGIGAスクール構想端末の購入ということに係りましては、この時には児童生徒1人1台を整備するというものでございまして、そこには教員用のものは含まれておりませんでした。そのときに児童生徒に1台ずつ行き渡るだけのものは整備をさせていただいたところでございますけれども、教員用につきましては、担任用のものが全てそろっているということではなく、そのときには学校に数台分しか整理ができておりませんでした。少し年度が進んでいきますと、児童生徒が見通しとして若干人数が減っていくというところもございましたし、一斉に全員が同時にタブレット端末を使って授業をしているというような状況ではないということもありまして、児童生徒がそのときに使っていないものを指導者が使用していくというようなこともありましたので、そのときには指導者用のものを整備するというところはございませんでした。そのときの補助事業は児童生徒用の端末のみということでございました。このたび急遽のお願いをさせていただいているわけでございますけれども、来年度、デジタル教科書を導入されるということに当たっては、現在、整備している指導者用の端末だけではなかなか授業を充実させていくことが難しいということで、急遽お願いをさせていただいたということでございます。

○五島誠委員長 赤木委員。

○赤木忠徳委員 わかりますよ。その当時、教員のものには購入していない。当然、それは児童だけの予算であったということであろうと思いますけれども、先ほどの財政課長から言えば、もう既に国は教員用のものも含まれていたのだというようなニュアンスで答弁されていますが、そのときは申請すれば教員用ももらえたという解釈でよろしいのですか。

○五島誠委員長 答弁。教育指導課長。

○東直美教育指導課長 そのときのGIGAスクール構想の補助事業に係りましては、児童生徒用のもののみということでございました。先ほど財政課長が申し上げたところにつきましては、指導者用の端末については、もう地方交付税の中に措置しているものであるから、担任分のものについてはそれぞれで整える、そういうものであるという話をさせていただいたところでございます。

○五島誠委員長 財政課長。

○中原博明財政課長 説明に一貫性がなくて混乱を招いておりますが、要は、教師用については、先ほど課長からありましたとおり、普通交付税の単位費用に入っていると。そこで交付税で措置をされているので特財としての財源はないということで、私、申し上げさせていただきました。

○五島誠委員長 他にありませんか。藤原委員。

○藤原洋二委員 タブレット端末等の導入については、台数の確保がなかなか難しい状況もあろうかと思うのですが、今回の補正で繰り越しということでございますので確認なのですが、契約繰越ということで考えてよろしいでしょうか。

○五島誠委員長 答弁。教育指導課長。

○東直美教育指導課長 契約につきましては年度内にさせていただきたいと考えているところでございます。整備完了が来年度の年度当初ということになりますので、明許に計上させていただいているところでございます。

○五島誠委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 タブレット端末を用意することはいいことだと思うのですが、利用方法、このまま先

生も使うのでしょうか、これは学校の中で使うのですか。それとも学校でも使うし、なれるために自宅へ持って帰って使うこともできるというものなのですか。学校の中だけしか使えないということにしているのですか。

○五島誠委員長 答弁。教育指導課長。

○東直美教育指導課長 整備する指導者用の端末につきましては、学校で使用するということでございます。学校内で使用するということでございます。

○五島誠委員長 福山委員。

○福山権二委員 ですから生徒用を含めて、タブレットについては学校内でしか使わないと。早くなれたほうがいいと思うのですが、学校内でしか使えないという根拠は何ですか。

○五島誠委員長 答弁。教育指導課長。

○東直美教育指導課長 児童生徒が使うものにつきましては、現在は学校の授業等で活用することが主となっております。ただし、現在も少シコロナ等で自宅待機をしないといけない児童生徒がいた場合には、全ての授業をオンライン配信でということではできておりませんが、部分的にはタブレット端末を貸し出して、持ち帰らせて、家庭と学校をつなぐというようなことにはしております。また、今後家庭学習でそれを使うということも進めていく必要もあるのではないかと考えておりますので、現在は学校での活用が主となっておりますが、学校でしか使えないということではないと考えております。

○五島誠委員長 他にありませんか。前田委員。

○前田智永委員 現在、コロナ禍において、やはり自宅待機ということがかなり考えられると思いますので、先ほどコロナのことも考えてという発言がありましたので、ぜひとも校内だけではなく、先生ももちろんコロナの関係で自宅待機ということも考えられますので、契約を先にしてしまって、それを変更するというのは難しいと思いますので、最初から校内だけではなく、自宅でも使用できるように契約をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○五島誠委員長 答弁。教育指導課長。

○東直美教育指導課長 現在、児童生徒が使っておりますタブレット端末につきましては、自宅へ当然持ち帰るということも想定した中での仕様になっております。新たに教職員用のものを整えようとしておりますけれども、これにつきましては現在、児童生徒が使用している端末と同じものを整えるということにしておりますので、その辺も可能であるとは考えております。

○五島誠委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。執行者は御退席ください。

〔執行者 退席〕

○五島誠委員長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 なしと認め、討論を終結いたします。これより議案第71号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この

場合、お諮りいたします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。以上で本日の議題は全て終了しました。これで予算決算常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後1時36分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委員長